

第4章 機 関

第10条 本会に次の機関をおく。

(1) 総会 (2) 評議員会 (3) 専門部会 (4) 学年部会 (5) 学年PTA・学級PTA

第11条 学年部は各学級委員長で構成される。

第12条 学級役員は次の専門部のいずれか一部に所属し、各部員の互選により、原則として部長・副部長各1名を選出する。

2 専門部は次のとおりとする。

(1) 研修・事業部(学年部が兼務) (2) 保健体育部 (3) 広報・生活指導部

第5章 会 議

第13条 定期総会は、年1回開くことを原則とする。ただし、評議員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

2 定期総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長および監事の選任。
- (2) 前年度の会務報告ならびに新年度の事業計画。
- (3) 前年度の決算ならびに新年度の予算。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項。

第14条 評議員会は、毎学期1回開くことを原則とする。

2 評議員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会の日時、議案の決定。
- (2) 会長、副会長および監事の候補者推薦。
- (3) 急を要する場合の総会の代行。

ただし、この場合は、議決の経過ならびに結果を、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(4) その他の必要事項。

第15条 専門部会・学年部会・学年PTA・学級PTAは会長、または部長、委員長が必要に応じ招集する。

第16条 総会および評議員会は、それぞれ構成員の3分の1以上の出席で成立し、議決は、出席人員の過半数の賛成によるものとする。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は、会員の拠出による会費、事業収入および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 会費の額は、総会の議決により調整する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の改正

第20条 会則の改正は、総会において出席人員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

1. この会則は、昭和46年4月9日から施行する。
2. この会則は、昭和60年4月27日一部改正する。
3. この会則は、平成5年5月7日一部改正する。
4. この会則は、平成20年5月16日一部改正する。
5. この会則は、平成21年5月22日一部改正する。
6. この会則は、平成23年5月13日一部改正する。
7. この会則は、平成24年5月11日一部改正する。
8. この会則は、平成25年5月10日一部改正する。
9. この会則は、平成26年5月9日一部改正する。
10. この会則は、平成30年5月11日一部改正する。